

平成27年度第2回全国健康保険協会三重支部評議会議事録

1. 開催日時 平成27年10月27日 火曜日 午前9時30分～午前11時20分
2. 開催場所 全国健康保険協会三重支部6階会議室
3. 出席評議員 伊藤評議員、岩崎評議員、倉田評議員、中西評議員、橋本評議員、濱野評議員、山口評議員、吉田評議員（五十音順）
4. 事務局 真柄支部長、中井企画総務部長、岡出業務部長、保田企画総務グループ長、山田企画総務グループリーダー
5. 傍聴者 2名
6. 議題 (1) 平成28年度保険料率
(2) 第68回運営委員会における意見交換
(3) 平成27年度上期事業経過報告と下期の取組み
(4) 平成26年度顧客満足度調査結果
(5) 地域医療構想進捗状況
7. 資料 【資料1-1】平成28年度保険料率について
【資料1-2】協会けんぽ（医療分）の平成26年度決算を足元とした収支の見通し（平成27年9月試算）について
【資料2】第68回運営委員会提出資料（三重支部）
【資料3】平成27年度上期実績と下期取組みについて
【資料4】平成26年度顧客満足度調査結果
【資料5】地域医療構想進捗状況
8. 質疑応答 下記のとおり

議題1. 平成28年度保険料率

〈論点1〉 平成28年度保険料率についてどのように考えるべきか

【評議員】資料1-2の2ページ、賃金上昇率に比較して低成長ケースの数値割合が高いが、データの信憑性はどうか。

【事務局】このデータについては厚生労働省も用いている数値であり、国はこのデータを基に制度設計を行っております。ただし、ケースIにおいては、協会けんぽは2分の1を乗じて半分で見えており、厳しく見積もっております。

【評議員】健康保険の制度設計がもともと長期スパンで運用することができないから単年度

収支均衡の話になってしまうが、なるべく長期スパンで保険料率を判断すべきである。

【評 議 員】少子高齢化による長期的・構造的問題があるため、先手先手で政策を打つべきであり、したがって、保険料率を下げる短期スパンではなく、保険料率を固定する長期スパンで保険料率を判断すべきである。

【評 議 員】短期スパンでも長期スパンであっても、その決定経過を加入者の方へ丁寧に説明すべきである。

《論点 2》 平成 28 年度の激変緩和措置についてどのように考えるべきか

【評 議 員】従来、激変緩和措置を延長してきた背景としてリーマンショックや東日本大震災等の考慮すべき事情がありましたが、現在は激変緩和措置を考慮すべき事情はなくなったと認識されますか。

【事 務 局】各都道府県に置かれている事情が異なるため、緩和促進か緩和抑止かを 2 分する結論になるかと思われます。

【評 議 員】7 年前から都道府県別保険料率を行うと決めた訳であるから、やはり原則どおりメリハリを付けるべきであろうと考えます。

【評 議 員】激変緩和措置は都道府県ごとの利害が対立するため難しい論点ではありますが、国庫補助率が当分の間 16.4 パーセントと据え置きとされた中では、終了期限を見据えて激変緩和措置を行うべきであり、本来あるべき姿に戻すべき時期に来ているのではないかと考えます。

《論点 3》 保険料率の変更時期は、3 月分（4 月納付分）からでよいか。

【評 議 員】現状で混乱を生じている訳でなく、広報のタイミングから見ても従来通りのままで良いのではないかと考えます。

議題 2. 第 68 回運営委員会における意見交換

(質疑なし)

議題 3. 平成 27 年度上期事業経過報告と下期の取り組み

【評 議 員】マイナンバー制度導入の影響はありますか。

【事 務 局】マイナンバーについては限定的利用の方向性であります。具体的には、低所得者

に求める非課税証明書の添付省略などがありますが、これにより申請・届出書の書式変更も予定されています。マイナンバーの健康保険への運用は、平成 29 年 1 月に予定されていますが、日本年金機構の個人情報流出問題の収束に時間がかかれば、今後協会けんぽにも影響があるものと思われます。

【評 議 員】マイナンバーが導入されれば、医療機関側で資格確認ができ無資格受診の抑制に繋がりますか。

【事 務 局】現在のところ、具体的な指針や事務処理は示されておりません。

議題 4. 平成 26 年度顧客満足度調査結果

(質疑なし)

議題 5. 地域医療構想進捗状況

【評 議 員】医療と介護の境界線が曖昧で、棲み分けが不十分なところをつくづく感じます。

【事 務 局】これから在宅医療を進めていかなければならないことから、いまご指摘をいただきましたことが肝になると思われます。